

生駒市建設工事監督技術基準

(目的)

第1条 この基準は、生駒市建設工事監督要領（平成14年6月1日施行）第6条の規定に基づき、監督に必要な技術的基準を定めることにより、監督員による監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 この基準は、原則として建設工事請負契約を締結する全ての工事において適用する。ただし、工事内容等により、この基準を適用することが不相当と判断される場合は、この基準によらないことができる。

(定義)

第3条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 監督とは、契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。

(2) 監督の方法とは、監督行為（指示、承諾、協議、通知、受理、確認、立会い、把握、調整）を総称していう。

- ① 指示： 契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について、書面をもって示し、実施させることをいう。
- ② 承諾： 契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。
- ③ 協議： 書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- ④ 通知： 発注者又は監督員と受注者又は現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- ⑤ 受理： 契約図書に基づき受注者の責任において監督員に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。
- ⑥ 確認： 契約図書に示された事項について、臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- ⑦ 立会い： 契約図書に示された項目において、監督員が臨場し、内容を確認することをいう。
- ⑧ 把握： 監督員が臨場若しくは受注者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について監督員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。
- ⑨ 調整： 監督員が関連する工事との間で工程等について、相互に支障がないよう協議し、必要事項を受注者に対し指示することをいう。

(監督の実施)

第4条 監督員は、別表第1の各項目について技術的に十分検討のうえ監督を実施するものとする。

附 則

この基準は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年7月1日から施行する。

別表第1

項目	業務内容
<p>1. 契約の履行の確保</p> <p>(1) 契約図書の内容の把握</p> <p>(2) 施工計画書の受理</p> <p>(3) 契約図書に基づく指示、承諾、協議、受理等</p> <p>(4) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知</p> <p>(5) 変更設計図面及び数量等の作成</p> <p>(6) 関連工事との調整</p> <p>(7) 工程の把握及び工事の促進指示</p> <p>(8) 工事変更協議の対象通知</p>	<p>工事請負契約書、設計図書（仕様書、図面、契約主要事項説明書及び事前説明に対する質問回答書等）並びに下記の項目について把握する。</p> <p>① 配置技術者の専任制及び技術者の適正な配置</p> <p>② 施工体制台帳及び施工体系図の整備</p> <p>③ その他契約の履行上必要な事項</p> <p>受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。</p> <p>契約図書に示された指示、承諾、協議、（詳細図の作成を含む。）及び受理等について、必要により現場状況を把握し適切に行う。</p> <p>① 契約書第18条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者からの事実の確認を求められたときは受注者の立会いの上、直ちに調査を行い、その内容を確認し、検討の上必要により工事内容の変更、設計図書の訂正内容を定める。</p> <p>② 前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む。）する。</p> <p>一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。</p> <p>関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示する。</p> <p>受注者からの履行についての報告に基づき、工程を把握し必要に応じて工事促進の指示を行う。</p> <p>契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条、第22条第1項及び第43条第2項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。</p>

項目	業務内容
<p>(9) 契約担当課等への報告</p> <p>1) 工事の中止及び工期の延長ならびに報告</p> <p>2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告</p> <p>3) 天災その他の不可抗力による損害の調査及び報告</p> <p>4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告</p> <p>5) 部分払請求時の出来形の審査及び報告</p> <p>6) 部分使用の確認及び報告</p> <p>7) 工事関係者に関する措置請求</p>	<p>① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、契約担当課等へ報告する。</p> <p>③ 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し、契約担当課等へ報告する。</p> <p>③ 発注者の特別の理由によって工期の変更行った場合は、契約担当課等に報告する。</p> <p>一般的損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当課等へ報告する。</p> <p>① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確認結果を契約担当課等へ報告する。</p> <p>② 害額の負担請求内容を審査し、契約担当課等へ報告する。</p> <p>工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当課等へ報告する。</p> <p>部分払の請求があった場合は、出来形に関する資料の審査及び設計書の作成を行い、契約担当課等へ報告する。</p> <p>部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、契約担当課等へ報告する。</p> <p>現場代理人がその職務の執行につき著しく不適當と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者、下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不適當と認められる場合は、契約担当課等への措置請求を行う。</p>

項目	業務内容
8) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	<p>① 契約書第47条第1項及び第48条第1項に基づき契約を解除する必要があるとみとめられる場合は、契約担当課等に対して措置請求を行う。</p> <p>② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当課等へ報告する。</p> <p>③ 契約が解除された場合は、既済部分出来形の調査及び出来高設計書の作成を行い、契約担当課等へ報告する。</p>
<p>2 施工状況の検査等</p> <p>(1) 事前調査等</p> <p>(2) 工事材料の検査等</p> <p>(3) 工事施工の立会い</p> <p>(4) 工事施工状況の確認（段階確認）</p> <p>(5) 工事施工状況の把握</p> <p>(6) 改善請求及び破壊による検査</p>	<p>次の事前調査業務を行う。</p> <p>① 受注者等が行う官公庁等への届出の把握</p> <p>② その他必要な事項</p> <p>設計図書において、監督職員の試験若しくは検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料又は監督職員の立会いのうえ調合し若しくは調合について見本検査をうけるものと指定された材料の試験、立会い又は検査を行う。</p> <p>設計図書において、監督職員の立会いのうえ施工するものと指定された工種においては、設計図書の規定に基づき立会いを行う。</p> <p>設計図書に示された施工段階及び別表第2に基づき臨場等により確認を行う。</p> <p>主要な工種について、別表第3に基づき適宜臨場等により把握を行う。</p> <p>① 工事の施工が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められたときは、改善の指示を行う。</p> <p>② 契約書第17条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。</p>

項目	業務内容
(8) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し	① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行う。 ② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でない認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を契約担当者等と打合せのうえ引渡し等の措置を行う。
3 円滑な施工の確保	
(1) 地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。
(2) 関係機関との協議調整	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。
4 その他	
(1) 現場発生品の処理	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認し、その処理方法について確認する。
(2) 臨機の措置	災害防止、その他の工事の施工上特に必要があると認められるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。
(3) 事故等に対する措置	事故が発生した時は、速やかに状況を調査し、監督責任者及び契約担当者等に報告する。
(4) 工事成績の評定	生駒市建設工事成績評定要領に基づき工事成績の評定を行う。
(5) 工事完成検査等の立会	工事の完成、出来形、中間の各段階における検査の立会いを行う。

段階確認一覧表

下記の工種別段階確認一覧表に該当しない工事については、当該工事の最低でも3工種程度は工事中に1回以上、主たる区切りの時期に段階確認を実施する。確認項目については、監督員が適宜決定する。

工種別段階確認一覧表（参考）

工種	種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度	
共通	一般土木	指定仮設工	設置完了時	使用材料、幅、長さ、高さ、深さ等	1回以上/1工事	
	土工	河川（掘削工） 道路土工（掘削工）	土（岩）質の変化した時 掘削完了時	土質状況、位置、各種条件	適宜	
	一般施工	表面安定処理工	表層混合処理・ 路床安定処理	処理完了時	処理の幅及び長さ	1回以上/1工事
		矢板工 （任意仮設を除く）	鋼矢板 鋼管矢板	打込時 打込完了時	長さ 使用材料、溶接部の適否	試験矢板+40枚毎
		吹付工	ラス張工	ラス張り完了時	施工状況の適否（設計図との対比、継手のかさね巾、リカ-鉄筋、補助鉄筋	1回以上/1工事
重要構造物	擁壁工等		鉄筋組み立て完了時	使用材料・配筋・かぶり	1回以上/1構造物	
法面工	法面工	アカー工	アカー引抜き施工時	設計値と比較	適宜	
下水道	開削工	開削工 （下水道工事）		埋め戻し前	中心線・管天端高、基礎砂厚	1回以上/100m
	推進工	推進工 （下水道工事）	空伏工	推進完了時 （裏込完了時）	中心線、施工延長、管底高、管材の損傷、漏水の有無	1回以上/1スパン
				鉄筋組立て完了時	配筋、材料	1回以上/1構造物
			埋め戻し前	不可視部分の出来形		
		地盤改良工 （薬液注入工）		施工前 注入完了時	削孔位置、本数 注入量、材料使用量	1回以上/1現場
	シールド工	シールド工 （下水道工事）	一次覆工	一次覆工完了時	中心線、施工延長、断面寸法	1回以上/100m
			二次覆工	二次覆工完了時	中心線、施工延長、仕上り内径	1回以上/200m
空伏工 地盤改良工 （薬液注入工）			施工時	「推進工」に同じ		
下水道	立坑・人孔工	立坑工	土工	掘削完了時	位置、形状寸法、掘削深（基準高）	1回以上/1立孔
			鋼矢板式土留工	打ち込み時	使用材料、長さ	1回以上/1立孔
				打ち込み完了時	寸法、基準高	
			ライナープレート式掘削土留工	設置完了時	寸法、基準高	1回以上/1立孔
			揺動圧入式立坑	施工時	使用材料、長さ	1回以上/1立孔
				施工完了時	寸法、基準高	
		支保工 路面覆工			「指定仮設工」に同じ	
地盤改良工 （薬液注入工）			「推進工」に同じ			
人孔築造工			鉄筋組立て完了時	配筋、材料	1回以上/1構造物	
			築造完了時	不可視部分の出来形	1回以上/1構造物	
上水道	開削工	管布設工	管接合完了時	管布設高、掘削断面の寸法、埋戻、土留工の寸法	1回以上/1工事	
建築工事及び 建築設備工事			国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（建築工事・電気設備工事・機械設備工事編） 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事・電気設備工事・機械設備工事編）等 により、監督員が指示する。			

注）・表中の「確認の程度」は確認の目安であり、実施にあたっては工事内容及び施工状況等を勘案の上、設定することとする。

施工状況立会一覧表

下記の工種別施工状況立会一覧表に該当しない工事については、監督員が適宜施工状況の把握を行う。

工種別施工状況立会一覧表（参考）

工種	種別	把握時期	把握項目	把握の程度	
共通	土工	盛土工・道路土工等	敷き均し時、埋戻し時、転圧時	敷均し、締め固め状況、使用材料	1回以上／1工事
道路	道路改良	重要構造物・擁壁等	ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時	品質規格、運搬時間 打設順序、天候、 気温等 打ち継ぎ目処理、 締め固め状況	1回以上／1構造物
	舗装	舗装工	舗装時	敷き均し、締め固め状況、 舗設温度等、使用材料	1回以上／1工事
下水道	推進工	推進工 (下水道工事)	施工時	推進状況、中心線	1回以上／1スパン
			裏込注入時	配合、注入量	
	シールド工	シールド工法 (下水道工事)	一次覆工 (施工・裏込め注入時)	組立て状況、中心線、 配合、注入量	1回以上／200m
			二次覆工 ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時及び管布設時	中心線	1回以上／100m
立坑・人孔工	人孔築造工	ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温等	1回以上／1構造物	
植栽整備	植栽工	維持・管理工・植栽工	施工時（施肥・薬剤散布）	施工状況、使用量	1回以上／1工事

注）・表中の「把握の程度」は把握頻度の目安であり、実施にあたっては現場状況等を勘案の上、設定することとする。